

神戸市須磨区社会福祉協議会「須磨区 こどもの居場所づくり 立ち上げ応援 助成」実施要綱

(目的)

第1条

この要綱は、須磨区内において、子どもたちの育ちを支援し、子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりに取り組む地域団体やボランティアグループに対し、「須磨区こどもの居場所づくり 立ち上げ応援 助成（以下、「助成」という）」を交付することにより、こどもの居場所づくりを推進することを目的とする。

(対象団体)

第2条

対象となる団体は、次のとおりとする。

- (1) 須磨区内で活動する3名以上で構成された団体。
 - (2) 社会福祉を目的とした活動を行っており、規約や運営体制等が整備され主体的な運営がなされている団体とする。
 - (3) 助成金申請時において、こどもの居場所づくりを実施している団体、もしくは本助成金を交付する年度中に活動の開始を予定している団体であること。
 - (4) 安全面・衛生面について適切な配慮がなされ、かつ、子どもたちの情報を適切に管理することができる団体であること。
- 2 前項の規定に関わらず、次に該当する活動は、助成対象としない。
- (1) 営利を目的とした活動。
 - (2) 特定の政治的主張の普及を目的とする活動。
 - (3) 特定の宗教の利害に関する活動。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員等が関与する活動。
 - (5) その他（社福）神戸市須磨区社会福祉協議会理事長が不相当と認める活動。

(対象となる活動)

第3条

助成の対象となる活動は、年間を通じて定期的に3回以上、1回あたり1時間以上実施する、次のいずれかに該当することの居場所づくりとなる活動であること。

- (1) 食事を調理し、提供する活動。
但し、新型コロナウイルスの感染拡大防止等のため、食事を調理して提供することが困難な場合においては、調理を伴わない食事（弁当等既成品）の提供も可とする。
- (2) 学習習慣の定着や基礎的な学力向上等のために自主学習を支援する活動。
- (3) その他、子どもたちが団らんなどを通して安心して過ごせる活動。

(対象経費および助成上限額)

第4条

(1) 助成対象経費 (他の助成金との重複は認めない)

運営経費	内 容
①	ボランティアや外部講師の謝金、交通費、研修費 (食品衛生責任者養成講習会受講料等)
②	教材費、食材費、消耗品費、印刷費、広報費、通信運搬費、保険料、会場代
備品購入費	机や椅子、デジタルカメラ等、おおむね1年を超えて使用に耐えるもの

(2) 助成上限額 10万円。

(対象となる期間)

第5条

助成金の交付申請について、助成対象期間およびその申請期間は次のとおりとする。

(1) 助成対象期間 : 令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日

(2) 申 請 期 間 : 令和5年3月1日 ~ 令和5年12月28日

(助成申請)

第6条

助成を希望する団体は、本会が定める助成申請書 (様式1)、予算書 (様式2)、団体名簿 (様式3)、助成金の振込先として指定する金融機関の通帳の写しを本会に提出する。

(助成決定および送金の流れ)

第7条

本会は、提出された申請内容を審査の上、助成決定通知書 (様式4) により団体へ審査結果を通知する。助成決定の場合は、団体より指定のあった口座へ助成金を送金する。

(報告および精算)

第8条

団体は、当該年度の活動を終了後、令和6年4月5日迄に実績報告書兼精算書 (様式5)、収支決算書 (様式6)、領収書 (写し)、実施状況のわかる写真 (2, 3枚) により報告する。

申請額よりも活動実績額が下回り、精算額が生じる場合は、団体は本会が指定する口座に精算額を返金する。

(助成金の返還)

第9条

助成を受ける団体が活動を実施するにあたり、次の各号のいずれかに該当する場合、本会は助成決定を変更もしくは取り消し、助成金の一部または全額の返還を命じることができる。

- (1) 助成金を指定された活動以外に使用した場合。
- (2) 助成金の申請または報告に不正または虚偽の事項が判明した場合。
- (3) その他、本会の指示に従わない等、本会が不相当と認めた場合。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。